### 定価 100 円

### 中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

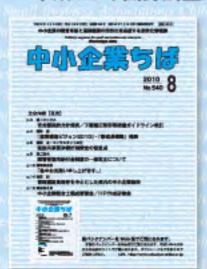
Publicity magazine for small and medium-size enterprise Chushokigyo-chiba

## 中小企業与時

2010 No.541

### 主な内容 [目次]

- p.3 ■トピックス 官公需総合相談センター設置/モデル組合決定
- p.4 ■特 集 中小企業政策の基本的考え方と方針を明らかにした「中小企業憲章」を読む!
- p.6 ■視 点: コンサルタントの目 少子高齢化と雇用問題
- p.8 ■組合Q&A 組合員の経営力強化のために
- p.10 ■施 策 中小企業の官公需施策と官公需適格組合
- p.12 ■ご案内 第174回通常国会で成立した主な法律
- p.14 ■景 況 情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向
- p.15 ■お知らせ 平成22年国勢調査/2010.12.5 中小企業組合検定試験



### ■バックナンバーを Web 版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から中央会のサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますので ご活用ください。 URL http://www.chuokai-chiba.or.jp

## エネルギー白書 (10年版

国会報告された。 に関する年次報告書が閣議決定 平成22年6月15日にエネルギー

告となる。 ものであり、本年が第7回目の報 が閣議決定の後、国会に報告する 講じた施策の概況について、政府 づき、エネルギーの需給に関して エネルギー政策基本法第11条に基 同報告は、平成14年に成立した

◎詳細は、経済産業省HPを参照。

## 官公需総合相談センター

企業者又は発注機関等からの求め

とおりです。 外に明らかにするため、「千葉県中 中心的な支援機関であることを内 談センター」を新たに設置しまし た。同センターの行う業務は次の 小企業団体中央会 官公需総合相 本会は7月3日、官公需支援の

## 官公需に関する情報の収集

めとした中小企業者等から収集 行政機関、官公需適格組合をはじ 発注機関、官公需施策を実施する 独立行政法人等の地方支部局等の 官公需に関連する情報を、国

> は、主として次のものを言う。 なお、官公需に関連する情報と

①発注情報

②発注計画情報

⑦その他、中小企業者の官公需の ⑥官公需適格組合をはじめとした ⑤官公需の受注環境に関する情報 ④入札情報制度及び競争参加資格 申請受付情報 官公需施策に関する情報

### ▼官公需に関連する情報の提供等 官公需に関連する情報を、中小 受注機会の増大に関する情報

業務を行う。 ①官公需に関連する情報を、面談、 に応じ提供する。具体的には次の

電話、メール等により中小企業

者に提供する。

②官公需に係わる仕事探し方法や 加資格の取得等に関し、面談 実際の発注情報の有無、入札参 者の相談に応じる。 電話、メール等により中小企業

③官公需に関連する情報を、国 する行政機関等からの求めに応 独立行政法人等の地方支部局等 発注機関、官公需施策を実施

## 地域組合等活動支援事業

じ、提供する

います。 の地域にあった対策も求められて えている問題も異なり、それぞれ 県においては、その地域ごとに抱 に打つことが求められています いきれておらず、その対策を早急 たものの、先行きの不透明感は拭 しかしながら、南北に長い千葉

の組合等に対し、本会の指導員等 房総を中心とする「南房総地域 を代表する観光地である館山や南 とする「海匝・銚子地域」、千葉県 とする「東葛地域」、早くから発展 し、歴史を持つ銚子・旭等を中心 しく発展している柏・松戸を中心

開催するなどして、よりスポット 域組合等活動支援事業」を実施し 的な検討を行うことを目的に、「地 の高い課題については、懇談会を ともに、その地域において緊急度 題点があれば解決策を提示すると

昨今の経済環境は最悪期を脱り

による現地ヒヤリングを行い、問 そこで本会では、近年、目覚す

決定される。 本会は7月26日、本年度のモデ

業者\*の組合)のうち、組合運営 組合選考委員会を開催した。 モデル組合は、県内の小企業組 (構成員の4分の3以上が小企

本会の指導員等が個別訪問させ

願い致します。 ていただく際は、ぜひご協力をお

## 関ブロ中央会会長会議

第62回中小企業団体全国大会(奈 組織、金融、税制、商業、労働 関東ブロックとしての要望を取り 良県大会)の提出議案について ついて、それぞれ項目別に意見集 総合(景気・予算等)の6分野に まとめるために開催されたもので ク中央会会長会議が開催された。 これは、11月18日に開催される ^ルにおいて、関東甲信越静ブロッ 7月15日、神奈川県横浜市のホ

とに、本大会への最終提出議案が 国中央会の専門部会で、全国の各 ブロックから提出された要望をも 今後は10月に予定されている全

> 等で他の模範となる組合を指定し、 助成を行うもので、本年度は次の 組合が指定された。 業や成果普及事業に対して本会が モデル組合が実施する教育情報事

\*小規模事業者=従業員数20人以 正義理事長、主な事業は、①商品 育情報事業④福利厚生事業 券事業②ポイントカード事業③教 ▼九十九里町商店街(協)=小倉 (商業・サービス業は5人以下)

技術革新制度)をご存じですか? 日本版SBIR制度(中小企業 中小企業の皆さまが、SBIR 技術開発の成果をビジネスにつなげよう!

▽低利で融資が受けられます。 ●商業化のためにこんな支援が受 化に様々な支援が受けられます。 技術開発すると、その成果の商業 で指定された補助金などを使って 利で受けることができます。 備資金や運転資金の融資を、 (設 低

◎詳細は、中小企業庁HPを参照。 ▽信用保証が厚くなります。(銀行 >特許費用が安くなります。 (特許 限度額が拡大されます。) から資金を借りる際の債務保証 や特許料が軽減されます。) を申請する際の審査請求手数料

## 中小企業憲章制定

全文を掲載する た「中小企業憲章」を閣議決定した。以下、 政策の基本的考え方と方針を明らかにし 新たな展望を切り拓けるよう、中小企業 政府は6月18日、 意欲ある中小企業が

### 中 小企 憲

平成22年6月18日

を捉えるとともに、輸出で新市場を開拓 した。オイルショック時には、省エネを進 復興期には、生活必需品への旺盛な内需 に遭っても、これを乗り越えてきた。戦後 して積極果敢に挑戦を続け、多くの難局 社会の主役である。常に時代の先駆けと インターネットの活用などで活路を見出 連携して新分野に挑み、バブル崩壊後も た。急激な円高に翻弄されても、産地で 中小企業は、経済を牽引する力であり、 国全体の石油依存度低下にも寄与し

興国の成長をも取り込み日本の新しい未 経済を活気づけ、同時にアジアなどの新 と才能を発揮することが、疲弊する地方 停滞に直面している。中小企業がその力 エネルギー制約、少子高齢化などによる 我が国は、現在、 世界的な不況、

来を切り拓く上で不可欠である。

ばし、自立する中小企業を励まし、困っ が実現されるよう、ここに中小企業憲章 安定的で活力ある経済と豊かな国民生活 れにより、中小企業が光り輝き、もって、 問題も中小企業の立場で考えていく。こ ている中小企業を支え、そして、どんな 中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸 を定める。 政府が中核となり、国の総力を挙げて

豊かな得意分野や多種多様な可能性を持 結びつき易い場である。 業は、経営者と従業員が一体感を発揮し、 らず従業員を守る責任を果たす。中小企 の才覚で事業を営みながら、家族のみな つ。経営者は、企業家精神に溢れ、自ら える。意思決定の素早さや行動力、個性 雇用の大部分を支え、くらしに潤いを与 引する。創意工夫を凝らし、技術を磨き、 一人ひとりの努力が目に見える形で成果に 中小企業は、経済やくらしを支え、牽

業の多くは家族経営形態を採り、地域社 の継承に重要な機能を果たす。小規模企 会の安定をもたらす。 会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化 中小企業は、社会の主役として地域社

の多くは、資金や人材などに制約がある もいうべき存在である。一方で、中小企業 このように中小企業は、 国家の財産と

> 界に先駆けて未来を切り拓くモデルを そして人々の活力をもたらし、日本が世 温暖化問題を始めとする環境・エネルギー 引を強いられるなど数多くの困難に晒さ もある。中小企業の力がこれらの分野で などは、市場の成長が期待できる分野で となる医療、福祉、情報通信技術、地球 将来への不安が増している。不安解消の鍵 少子高齢化、経済社会の停滞などにより、 わにし、世界的にもこれまで以上に中小 経済の混乱は、却って大企業の弱さを露 し、金融分野に端を発する国際的な市場 く風潮や価値観が形成されてきた。しか れてきた。この中で、大企業に重きを置 ため、外からの変化に弱く、不公平な取 発揮され、豊かな経済、安心できる社会、 企業への期待が高まっている。国内では、

持って努力と創意工夫を重ねることに高 うな時代にこそ、これまで以上に意欲を 業は、その大いなる担い手である。 い価値を置かなければならない。中小企 難局の克服への展開が求められるこのよ

基本理念を踏まえ、以下の原則に依る。 中小企業政策に取り組むに当たっては

### 経済活力の源泉である中小企業が、そ の力を思う存分に発揮できるよう支

資金、人材、海外展開力などの経営資

が特に困難であることの多い小規模企業 の発揮を促す。その際、経営資源の確保 源の確保を支援し、中小企業の持てる力 などの取組を支援し、 に配意する。中小企業組合、業種間連携 力の発揮を増幅

### 二. 起業を増やす

に充実し、日本経済を一段と活性化する。 し、雇用を増やす。起業促進策を抜本的 の枠にとらわれず発揮することを可能に 起業は、人々が潜在力と意欲を、 創意工夫で、新しい市場を切り拓く 中小企業の挑戦を促す 組織

### 市場を整える。また、中小企業の海外へ で自由に挑戦できるよう、制約の少ない の事業展開を促し、支える政策を充実 意工夫で経営革新を行うなど多くの分野 中小企業の持つ多様な力を発揮し、

## 四.公正な市場環境を整える

公正に保つ努力を不断に払う。 性が損なわれることのないよう、 な取引や競争ができず、中小企業の自立 力の大きい企業との間で実質的に対等

## セーフティネットを整備し、 の安心を確保する

再生の途をより利用し易いものとし、再 を受け易いので、金融や共済制度などの 面で、セーフティネットを整える。また、 中小企業は、経済や社会の変化の影響 集

挑戦を容易にする。

に当たっては、 これらの原則に依り、政策を実施する

- ・中小企業が誇りを持って自立すること 取り組むことを高く評価する 地域への貢献を始め社会的課題に
- 家族経営の持つ意義への意識を強め、 た、事業承継を円滑化する ま
- ・中小企業の声を聴き、どんな問題も中 げる 小企業の立場で考え、政策評価につな
- ・地域経済団体、取引先企業、民間金融 などの更なる理解と協力を促す 機関、教育・研究機関や産業支援人材
- 地方自治体との連携を一層強める
- 政府一体となって取り組む

こととする。

### 3. 行動指針

組を進める。 政府は、以下の柱に沿って具体的な取

## 中小企業の立場から経営支援を充実・

徹底する

での連携・共同化や知的財産の活用を進 集積の維持・発展を図る。また、業種間 研究機関、他企業などとの共同研究を支 くり分野を始めとする技術開発、 支援の効果を高めるため、支援人材を育 援するとともに、競争力の鍵となる企業 中小企業の技術力向上のため、 中小企業の事業能力を強める。 教育・ ものづ 経営

> る支援体制を充実する。 成・増強し、地域経済団体との連携によ

## 二.人材の育成・確保を支援する

る教育を充実する。また、女性、高齢者 が積極的に自己研鑽に取り組めるよう能 職場環境を目指す。 や障害者を含め働く人々にとって質の高い を通じて健全な勤労観や職業観を形成す 業信仰にとらわれないよう、各学校段階 企業への就業や起業を促し、人材が大企 力開発の機会を確保する。魅力ある中小 中小企業の要諦は人材にある。働く人々

## 三.起業・新事業展開のしやすい環境を

開かれた先進的な起業環境を目指す。 きるよう制度改革に取り組む。国際的に いて、中小企業が積極的な事業を展開で 野など今後の日本を支える成長分野にお 出時の障壁を取り除く。また、医療、介護、 次産業関連分野や情報通信技術関連分 資金調達を始めとする起業・新分野進

## 海外展開を支援する

の支援をも進め、中小企業の真の国際化 国際人材の育成や外国人材の活用のため ル 販路拡大活動の支援、知的財産権トラブ 場動向、見本市関連などの情報の提供 また、支援人材を活用しつつ、海外の市 るよう、官民が連携した取組を強める。 の解決などの支援を行う。中小企業の 中小企業が海外市場の開拓に取り組め

につなげる。

## 公正な市場環境を整える

受注機会の確保や増大に努める。 などの行為を駆逐する。また、国及び地 に不合理な負担を招く過剰な品質の要求 延・減額を防止するとともに、中小企業 格に執行し、大企業による代金の支払遅 方自治体が中小企業からの調達に配慮し、 中小企業の正当な利益を守る法令を厳

## 六. 中小企業向けの金融を円滑化する

営者自身による事業の説明能力の向上、 そのためにも、中小企業の実態に即した 不動産担保や保証人への依存を減らす。 融供与に当たっては、中小企業の知的資 開などのための資金供給を充実する。金 めの政策金融や、起業、転業、新事業展 資金調達力の強化を促す。 産を始め事業力や経営者の資質を重視し、 また、経営革新や技術開発などを促すた 会計制度を整え、経営状況の明確化、経 不況、災害などから中小企業を守り、

## 七 地域及び社会に貢献できるよう体制

を整備する

る。また、熟練技能や伝統技能の継承を 強める活動への中小企業の参加を支援す 解決しようとする活動を広く支援する。 祭りや、まちおこしなど地域のつながりを 環境問題など地域や社会が抱える課題を 連携して行うものも含め、高齢化・過疎化 中小企業が、商店街や地域経済団体と

後押しする。

### 八.中小企業への影響を考慮し政策を総 声を生かす 合的に進め、 政策評価に中小企業の

域経済団体の協力を得つつ、全国の中小 以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会 反映する。 企業の声を広く聴き、政策効果の検証に 的に中小企業政策を進める。その際、 保障、教育、金融、財政、税制など総合 小企業庁を始め、関係省庁が、これまで 業展開への支援策の有効性を高める。中 関係省庁の連携は、起業・転業・新事 地

### (結び)

することになる。したがって、起業、挑戦 の実現に向けての決意を政府として宣言 企業が果敢に挑戦できるような経済社会 中小企業への大いなる期待、そして、中小 国の将来は危うい。変革の担い手としての なるような社会への変革なくしては、この 意欲、創意工夫の積み重ねが一層活発と かつてなく重要性を高め、国の死命を制 人ひとりが、力を伸ばし発揮することが、 では少子高齢化が進む中、これからは、一 な変化を激しくしている。一方で、我が国 金融が短時間のうちに動くという構造的 ジアなどの新興国に移し、また、情報や 世界経済は、成長の中心を欧米からア

◎詳細は、中小企業庁HPをご参照下さい。

## コンサルタントの

# 少子高齢化と雇用問

が急速に進行しつつある。 現 「少子・高齢化」の進行は生産 在、 わが国では、「少子・高齢化

力の低下を招くことが指摘され 本経済の成長を抑制し、 齢人口や労働人口の減少により日 国際競争 7

関連する雇用問題に触れてみたい。 今回 生産年齢人口や労働人口に 「少子・高齢化」 の現況

### 「少子化」 の現況

しておく。 少子化問題に関する事実を確認

9 1 ビー 少傾向となっている。 少を繰り返しながら、 には150万人を割り込み、 に減少し始め、 出生数は1972年の (平成3) ブーム時の約210 1 9 8 4 年以降は増加と減 図 1 (昭和59) 緩やかな減 万人を境 第2次ベ 19 年

秋

生の間に子どもを生むと仮定した 仮にその年次の年齢別出生率で一 合計特殊出生率 (1人の女性が、

出生数 第1次ベビーブーム (1947-49年) (昭和22~24年) 最高の出生数 2,696,638人 2007年(平成19)年 川生散 1,089,818人 台計特殊出生率 1,34 (75 A.) 300 7)がえるは 1966(昭和41)年 1360 974 4 合計特殊出生率 200 2005(平成17)年 最低の出生数 1.062,530人 最低の台計特殊出生 100 1.58 2.14 [1,57] 11.26

出生数・出生率推移 図1

少子化国」水準の1.3を下回り われた。2003(平成15)年には「超 ブーム期には4. ときの子ども数 1 9 9 0 )問題視され「1 (平成2) 3を超えていたが 57ショック」と言 年 1. は第1次ベビー 58の頃か

ις 1,

000万人を割り、

20 5 5

次

13

高

齢

化

問

題

で

あ

る が、 「高齢化」

の現況

2009 (平成21) 年10月1日現在、

在の半分以下になると推計される。

(平成67)

年には752万人と、

現

ĥ

国を、「超少子化国」と呼ぶ) 過去最低の1. さらに、 (合計特殊出生率が1.3を割った 20 0 5 26まで落ち込んだ。 (平成17) 年に

ことが見込まれる。 この先6年ぐらい連続で低下する 時出生数の回復が期待され 効果はうすく、 日本の人口は

り、年少人口の総人口に占める割 る割合は13 2 0 0 8 1997(平成9) 年には、 なった。その後、若干増加したが 超えていたが、その後1960年代 000万人)と、総人口の3分の1を る年少人口 1980年代後半から再び減少し 後半には、総人口の約4分の1と 合は、1950年には35.4%(約3. 出生数の減少は、 ,717万6千人、総人口に占め (65歳以上)よりも少なくなった。 (平成20)年の年少人口は 2 0 3 9 (0~14歳)の減少とな 5%となった。 我が国にお (平成51) 老年人 (図 2 年

75歳以上 70~74歳 65~69歳 60~64歳 15~59歳 0~14歳 140,000 127,768 127,176 125,430 119,270 11,602 14,222 120,000 16,452 110,679 6,637 7,433 6,969 8,221 21,667 7,716 100,443 100,000 22,352 8,545 89,930 7,649 9,995 22,47 6,977 7,920 80,000 23,866 8,430 9,117 7,507 6,946 5,449 6,148 5,892 60,000 75,548 71,290 68,408 63,373 40,000 46,053 20,000 17,521 16,479 10,512 7,516

図2

### 年齢別将来人口推移

### 千葉県中小企業団体中央会 6

が75歳以上人口という「本格的 5人に1人が高齢者、10人に1人 称す)。そして、現在22%を超え、 高齢社会」となっている。 (図2) ある14%を超えた(「高齢社会」と (1994) 年にはその倍化水準で された水準)、さらに、 書において「高齢化社会」と定義 の5%に満たなかったが、 1 9 5 0 (45) 年に7%を超え(国連の報告 65歳以上 (昭和25)年には総人口 0) 高 齢 者 1 9 7 0 人 平成6  $\Box$ は

9、2046 程に入り、 2 0 5 5 に人口1億2, 人口は、 八になると推計される。 割って9, 将来推計でみると、我が国の総 今後、長期の人口減少過 67 2025 (平成37) 年 938万人となり、 年には8. (58) 年には1億人 000万人を下回 993万

転じると推計されている。

民の2. 以降は高齢者人口が減少に転じて 3人に1人となる。2042(54) り、2035 (47) 年に33. 7%で 年には25.2%で4人に1人とな 上 が 高齢者になると推計される。 も高齢化率は上昇を続け、2055 (67) 年には40. 5%に達して、 増加することにより高齢化率は 昇を続け、2013 (平成25) 総人口が減少するなかで高齢者 5人に1人が65歳以上 年 玉 0

90・34年となると見込まれる。 平均寿命は、2008 (平成2) 平成20 年、女性85 年現在、男性79 29年、女性86 年現在、男性79 29年、女性86 平成20) 平均寿命は、2008 (平成20) 平成20) 平均寿命は、2008 (平成20) 平均寿命を2008 (平成20

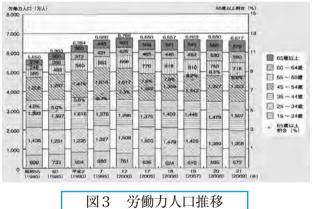
## 人口構造と生産年齢人口の変化

「少子化」「高齢化」の現況でみにように、平成20年の年少人口は1,717万6千人、総人口に占1,717万6千人、総人口に占に対して生産年齢人口(15~44歳)に対して生産年齢人口(15~44歳)に対して生産年齢人口(15~44歳)に対して生産年齢人口(15~44歳)に対して生産年齢人口(15~44歳)に対して生産年齢化」の現況でみ

2055年には4,595万人とな8,164万人から減少し続け、生産年齢人口は、2009年の

1%となる。 総人口に占める割合は、2009年の4:1%から低下し2009年の4:1%から低下し1%を下回り、2055年には5:

的に上昇し続けることとなる。が続くため、老年人口割合は相対年少人口と生産年齢人口の減少



年の4.9%から上昇を続けている。 り、労働力人口総数に占める65歳 り、労働力人口総数に占める65歳 り、労働力人口総数に占める65歳 り、労働力人口総数に占める65歳 り、労働力人口総数に占める65歳

5065歳以上の比率も10:6%となる60<l>606060606060<l

## 高齢者雇用は必須

技術、 送り、 及ぼす可能性があり、若者、女性、 減少し、日本経済に多大の影響を 伴い、労働力人口は高齢化しながら 康増進を実現し、 高齢者の生き甲斐・自己実現と健 者の高い就業意欲と持てる技能、 づくりを強力に進める必要がある。 能力を持つすべての人の、労働市場 高齢者、 づくりを企業、 体となって真剣に推進する必要が の参加を実現するための仕組み 一の緩和につなげるような仕組み 特に高齢者雇用に関して、 生 産年齢人口が減少することに 現役世代や企業の社会的 ノウハウ等を有効活用し、 障害者などの働く意欲と 高齢者、 豊かな高齢期を 行政等が 高齢 負

(中小企業診断士 布施光義)書、平成22年版高齢社会白書他)(資料 平成21年版少子化社会白

## 組合Q&A

## 組合員の経営力強化のために

個々の会社経営を個別に応援でき 磨の集まりとして機能するために るような支援策等はありませんか。 組合が組合員企業にとって切磋琢 合の課題になっています。そこで、 個 組合を最大限に活用しつつ、 々の企業の経営力強化が組

センター事業」と言う。)」を実施 門家派遣の要請に応える後方支援 しております。 応援センター事業(以下、「応援 決のための支援を行う「中小企業 合中央金庫等の関係団体からの専 た相談に対応し、経営課題の解 本会では、会員組合や㈱商工組 中小企業者等から直接寄せら

こで今号では、組合構成員企業の 強化を図る上で、是非賢くご活用 組合が個々の組合員企業の経営力 経営力向上のためのツールとして、 掲載しておりますが、 本誌6月号の「ご案内」のコーナー ただきたい施策の一つです。そ 応援センター事業については、 事業の概要説明と概念図を 本事業は、

> 協力しております。具体的な事業 ワーク』を組織しており、 シアム(共同事業体)として、本 ンターを代表法人とするコンソー 用方法等についてご案内します。 内容としては、 会を含む8団体で『ちばネット ター事業は、財千葉県産業振興セ まず、千葉県における応援セン 連携・

## ①窓口相談の設置

把握した上で各種支援につなげる。 専門のコーディネーターを設置 窓口相談を行い、経営課題を

える経営課題の解決に最適な専門 家を派遣する。 からの要請に応じて中小企業の抱 中小企業からのご相談や組合等

## ③セミナー等の開催

する問題意識の発露、 を行うとともに、 ております。 主に次の課題解決の支援を実施し ためのきっかけを促す。 経営力向上に有益な情報の提供等 これらの3本柱の事業により 経営革新セミナー等を開 従来の経営に対 課題解決の 催し、

### (1) 新事業展開

(すべて無料です。)

①経営革新計画の法認定を受け

応援センター事業の事業内容や活 携により新分野への進出を図り 連携事業に取り組みたい③新連 たい②地域資源活用・農商工等

### (2)

(3)事業承継 アドバイスを受けたい②創業に ①ビジネスモデル作成について 必要な手続きについて知りたい

業承継までのプロセスについて ①後継者が見当たらない…②事 知りたい

## (4)ものづくり支援

等計画の作成についてアドバイ 継承を図りたい②特定研究開発 ①ものづくり人材の育成・技術 スを受けたい

## (5)新たな経営手法への取り組み

どITを活用した販売ルート開 率化を図りたい②WEB通販 ①ITを活用して経営管理の効 拓を図りたい

### 組合員の経営力強化を鼓舞 組合がコーディネーターとして

るはずです。 て必ずや経営力向上につながる シーズを探るためのきっかけにな がでしょうか。組合員企業にとつ をコーディネートしてみてはいか 組合で、「経営革新セミナー

> スキームに合致するものであれ チし、相談内容が、本事業の支援 については、本会が個別にアプロー 活用いただけます。また、セミナー ついては、 実施後に、相談ニーズのある企業 経営革新セミナー」の開催 別途専門家を派遣するなど、 応援センター事業がご

### 経営革新計画とは

更なる支援につなげていくことが

り組みを発想するためのきっかけ で継続するだけでなく、新たな取 を探る機会になるはずです。 ナーは、 述のように、経営革新 企業が「従来のやり方」 セミ

新計画」というものがあります。 くるキーワードの一つに「経営革 また、セミナーの中で必ず出て

関の低利融資、 課税の特例等の支援措置の対象と て承認を受けると、 だ3年から5年のビジネスプラン 取組みと具体的な数値目標を含ん 開発や新たなサービス展開などの 中小企業者が作成する、 業新事業活動促進法」に基づき、 「経営革新計画」とは、「中小企 計画を千葉県に申請し 信用保証の特例、 政府系金融機 新商品の

なります。

1月末日現在 僅かとはいえ、組合でも経営革新 認件数は179件となっており、 また、その中で中小企業組合の承 3万9009件となっています。 に取り組んでいます。 経営革新計画の承認件数は、 21年11月末現在、 (平成22年 全国 平 で

がしっかりしたものである、 う県知事からの「お墨付き(=頑 に取り組もうとしている事業計画 が約430万であることを考える を得ることに他ならないのです。 張っている企業、前向きな企業)\_ 、ません。したがって、経営革新 **!画の承認を受けることは、新た** ちなみに、全国の中小企業者数 経営革新の承認を得ることは、 経営革新に取り組む企業の数 全体のほんの一握りでしかあ とい

大切です。) 金融機関や取引先、従業員、メディ いただける計画にしていくことが ンスとも言えるでしょう。(取引先 ・従業員、金融機関にも理解して ホルダーとの信頼を深めるチャ 支援機関等、あらゆるステー

また、経営革新計画を策定する 計画作成過程で今までの

> 可視化できるようになります。 ように取り組んでいけばよいか、 経営者として、何を、いつ、どの が具体的に数値化されることで、 一営の見直しができ、 将来の方向

く活用する「ほんの一握りの中小 企業者のカテゴリーから、 援策を活用できない大多数の中小 企業者」である新境地のステージ 新の承認を得て、公的支援策を腎 経営革新の承認を得ず、公的支 ぜひ一緒に進みましょう。 経営革

### 経営革新の承認を受けられた 社長さんの声

ました。 機械内製用加工機械の新設増設に 社内に行きわたり、大型・超大型 細部に亘って見直すという姿勢が 然とした空気に支配されていまし も思い切って取り組むことができ たが、各種目標値を掲げたことで、 ▼以前は黒字であればという漫

なってしまいました。 減し解体機械需要も半減の状態と 折しも昨秋より、 解体工事は急

3分の1程しか売れなくなってし 屋台骨を支えてくれています。 230%超の出荷と、 まいましたが、大型、 当社でも従来の中・小型機械は まさに今、 超大型は

> 緒に運とツキをも運んでくれる素 経営革新は中小企業に革新と一

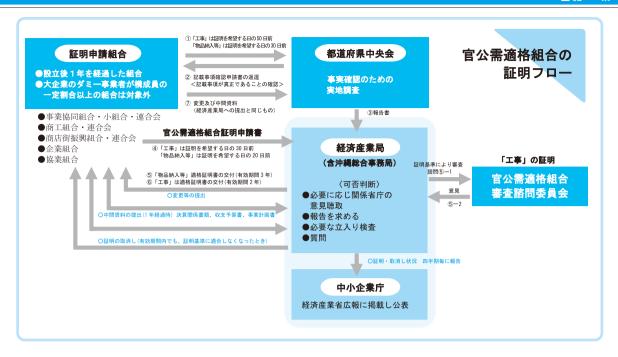
においては、ますます進む高品質 老朽化が進み能力、 わざである昨今、コストダウンの 建設機械製造業

業が合理化を進める上で、なくて 成19年度より約2倍となりまし はならないすばらしい制度です。 回で4回目になりますが、中小企 げています。当社の経営革新は今 め、新規拡販への大きな力につな 力的には生産余力を残しているた よるロスも減少しコストダウンに た。さらに、キズ、破れ、割れに ができ、生産性では運転速度が平 などの得意先の要求を満たすこと 化、多様化要求、ケースの大型化 更新しました。その結果、品質面 生産性が悪い段ボール用打抜機を ありました。その第1段階として つながりました。また、機械の能 ため当工場を整備改善する必要が (パルプ・紙・紙加工品製造業 外部からの利益獲得が至難の 精度が低下

できる状態になりました。それと うになり、 増産と人員の効率配置ができるよ 新ラインの設置により製品 皆が品質の向上を確認

した目標に向かって取り組む 業ちば」から抜粋(本会支援企業) ります。 申請が出来た結果と、感謝してお 関係各位のご指導でタイムリーな れも中小企業団体中央会様はじめ ともに「経営革新計画」で明確化 ※経営革新事例集「チャレンジ企 社内意識が変わりました。こ (冷凍調理食品製造業)

ラブル?) 株式・M&Aなど、クレーム?ト 題?=家賃・保証金・土地利用な 書・内容・有効性など、 金・解雇など、契約相談?=契約 ◎相談(**労使関係?**=退職 で1回30分程度です。 に係わる法律相談会を無料で開催 談会(完全予約制)をご紹介します。 負代金など、 します。会場は千葉県弁護士会館 木午後2時~午後4時まで、企業 し込み、 (千葉市中央区中央4丁目13の 千葉県弁護士会では、 本会の支援事業とは異なります 経営支援策として無料法律相 債権回収?=売掛・貸付・請 お問合せは、 は予約制ですので、 事業承継?=遺 千葉県弁護 不動 9 月 16 金・賃 産問 申 H



### 官公需適格組合の活用

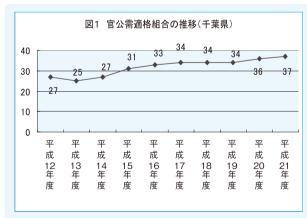
官公需法第3条において、「国等は、…国等が対価の支払をすべきものを締結するに当っては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大を図るように努めなければならない。この場合においては、<u>組合を国等の契約</u>の相手方として活用するように配慮しなければならない。」と定めています。

また、中小企業者に関する国等の契約の方針においては、「国等は、中小企業庁が証明した官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする。」と定めており、さらに、競争参加資格審査における「総合点数の算定特例の活用」、官公需適格組合の国等の機関における受注実績の公表等を行うこととしているほか、「国は、地方公共団体に対する官公需適格組合制度の一層の周知に努める」ことも盛り込まれています。

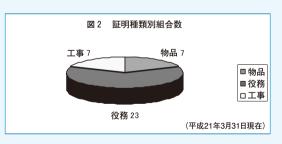
また、事業協同組合をはじめとする各種の組合は法律の手続きを経て国や都道府県が認可した法人であり、民主的かつ公平な運営が制度上確保されています。

さらに、一定の場合には、認可行政庁である国や都道府県が指導監督できるなど信頼性の高い法人であることも、組合を積極的に活用すべきであるとする大きな理由となっています。

以下に千葉県内における官公需適格組合の推移について記載しています。



(図 1) にあるように、官公需適格組合が千葉県内に 37組合(平成 22年3月31日現在)あり、増加傾向にあります。



(図2)にあるように、証明種類別では、物品関係が7組合、役務関係が23組合、工事関係が7組合となっています。

物品関係(7組合)書籍、印刷、石油他 役務関係(23組合)測量、建物サービス 水道サービス他工事関係(7組合)土木、造園、電気他

◎官公需適格組合制度等、官公需に関するお問合せは、「千葉県中小企業団体中央会 官公需総合相談センター(担当:海老根 IL:043-306-3284)」まで。

中小企業の官公需施策と

### 官公需適格組合

本誌 8 月号の「トピックス」で「中小企業者に対する国等の契約の方針」、今号の「トピックス」では「官公需総合相談センター」についてご案内しましたが、ここであらためて「官公需適格組合制度」についてご案内したいと思います。

### 中小企業者への官公需発注を!!

中小企業者に対する官公需施策を推進することを目的に「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」 (官公需法)が制定されています。官公需法では、中小企業者に官公需の受注機会をできるだけ多く与えるために国が 講ずべき措置等について、次のように具体的に定めています。(一部省略)

- **1** 国等は物件の買い入れ等の契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の 受注機会の増大を図るように努めなければならないこと。また、この場合において契約の相手方として組合 を活用するように配慮しなければならないこと。(第3条)
- 2 受注機会増大の努力の方向とそれを裏づける措置を明らかにするために、国は、中小企業者向け契約目標額と受注機会の増大のための具体的な措置等を定めた「中小企業者に関する国等の契約の方針」を毎年閣議決定し、公表すること。(第4条)
- 契約の方針の実効を確保するための措置として、各省各庁の長等が毎年度終了後、国等の契約実績の概要を経済産業大臣に通知すること。(5条)
- 4 経済産業大臣及び中小企業者の行う事業を所管する大臣は、当該事業を行う者を相手方とする国等の契約に関し、各省各庁の長等に対し必要な措置を講ずるよう要請できること。(第6条)
- 5 地方公共団体は、国の施策に準じて中小企業者の受注機会の確保を図るための施策を講ずるように努めなければならないこと。(第7条)

などです。

国はこの法律と「中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づいて、各府省、公庫等ごとの契約目標の公表、個別発注情報の提供と説明、発注部局における「相談窓口」の設置、官公需情報ポータルサイトによる情報の一括提供、「官公需総合相談センターの設置」、分離・分割発注の推進、適切な納期・工期の設定、銘柄指定の廃止、中小企業官公需特定品目等に係る受注機会の増大、官公需適格組合等の活用、同一資格等級区分内の者による競争の確保、調達手続の簡素・合理化、技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大、地域の中小企業者等の積極活用、中小企業者の適切な評価、中小建設業者に対する配慮、新規開業中小企業者の参入への配慮、適切な予定価格の作成、低入札価格調査制度の適切な活用等各種の措置を講ずるとともに、地方公共団体に対しても中小企業者の受注機会の増大のための措置を講ずることを要請しています。

また、千葉県においても「**中小企業者に対する県の官公需契約の方針**」を定め、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じています。

### 官公需適格組合とは

「官公需適格組合制度」は、官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は、十分に責任を持って履行できる経営基盤が整備されている組合であることを中小企業庁(経済産業局及び沖縄総合事務局)が証明する制度です。この証明を受けている組合は、中小企業者が組合員である事業協同組合、企業組合、協業組合等で、以下の基準を満たしています。

### ■物品・役務関係組合の証明基準

- イ. 組合の共同事業が組合員の協調裡に円滑に行われていること
- ロ. 官公需の受注について熱心な指導者がいること
- ハ. 常勤役職員が2名以上いること
- 二. 共同受注担当役員及び共同受注委員会が設置されていること
- ホ. 共同受注した案件に関し役員と担当組合員が連帯 して責任を負うこと
- へ. 検査員を置くなど検査体制が確立されていること
- ト. 組合運営を円滑に遂行するに足りる経常的収入が あること

### ■工事関係組合の証明基準

左記の基準に加えて、さらに以下の事項を満たすこととなっています。

- チ. 共同受注事業を1年以上行っており相当程度の受注実 績があること
- リ. 工事1件の請負代金の額が1,500万円(電気、管工事等は500万円)以上のものを受注しようとする組合は、常勤役員が1名以上、常勤職員が2名以上おり、その役職員のうち2名以上は受注しようとする工事の技術者であること
- ヌ. 総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が現場 ごとに設置され、工事全体が契約通りに施工される体 制が整備されていること

### ◎国民年金法等の一部を改正する法律(平成22年法律第27号)

公的年金制度に基づく障害年金の受給権者について結婚や子の出生等による生活状況の変化に応じたきめ細やかな対応を図る観点から、障害基礎年金、障害厚生年金等の額の加算に係る子及び配偶者の範囲を拡大し、障害者の所得保障の一層の充実を図ったもの。

### ◎厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等

### の一部を改正する法律(平成22年法律第28号)

日本年金機構が発足したこと等に伴い、厚生年金保険の給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律その他の法律の規定の整理を行ったもの。

### ◎大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律 (平成22年法律第31号)

事業者及び地方公共団体による公害防止対策の効果的な実施を図るため、ばい煙量等及び排出水等の汚染状態の測定結果の記録義務の違反に対して罰則を設けるとともに、ばい煙の排出の抑制及び汚水又は廃液による水質の汚濁の防止のための必要な措置等の実施に関する事業者の責務を定めるもの。

### **◎金融商品取引法等の一部を改正する法律**(平成22年法律第32号)

今次の金融危機を受けた国際的な議論や我が国の実情を踏まえつつ、金融システムの強化及び投資家等の保護を図るため、店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用の義務付け、金融商品取引業者のグループ規制の強化等の措置を講じたもの。

### ◎エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)

内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境の変化に伴い、重要性が増大しているエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業を促進するため、当該事業の実施に必要な資金の調達の円滑化及びエネルギー環境適合製品の需要の開拓を図るための措置を講ずるもの。(低炭素投資促進法)

### **◎口蹄疫対策特別措置法**(平成22年法律第44号)

平成22年4月以降に発生が確認された口蹄疫に起因する事態に対処するため、口蹄疫のまん延を防止するとともに、口蹄疫に対処するために要する費用の国の負担、生産者の経営や生活の再建支援等の特別措置を講じたもの。

### (成立した主な法律)

No.	法律名(法律番号)	提出日	成立日	公布日	施行日
1	雇用保険法の一部を改正する法律(H22-2)	H22. 1. 18	H22. 1. 28	H22. 2. 3	H22. 2. 3
2	所得税法等の一部を改正する法律(H22-6)	H22. 2. 5	H22. 3. 24	H22. 3. 31	H22. 4. 1
3	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法 律(H22-8)	H22. 2. 5	H22. 3. 24	H22. 3. 31	H22. 4. 1
4	株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法 律(H22-14)	H22. 2. 9	H22. 3. 31	H22. 3. 31	H22. 3. 31
5	雇用保険法等の一部を改正する法律(H22-15)	H22. 1. 29	H22. 3. 31	H22. 3. 31	H22. 4. 1
6	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(H22-18)	H22. 1. 29	H22. 3. 31	H22. 3. 31	H22. 4. 1
7	平成二十二年度における子ども手当の支給に関 する法律(H22-19)	H22. 1. 29	H22. 3. 26	H22. 3. 31	H22. 4. 1
8	小規模企業共済法の一部を改正する法律 (H22-24)	H22. 3. 11	H22. 4. 14	H22. 4. 21	H23. 1. 1
9	中小企業倒産防止法の一部を改正する法律 (H22-25)	H22. 3. 11	H22. 4. 14	H22. 4. 21	公布日から 1 年 6 月以内 (一部は H22.7.1)
10	国民年金法等の一部を改正する法律(H22-27)	H22. 4. 9	H22. 4. 21	H22. 4. 28	H23. 4. 1
11	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の 支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等 の一部を改正する法律(H22-28)	H22. 4. 9	H22. 4. 21	H22. 4. 28	H22. 4. 28
12	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改 正する法律(H22-31)	H22. 3. 2	H22. 4. 28	H22. 5. 10	公布日から 1 年以内 (一部は公布日から3月以内)
13	金融商品取引法等の一部を改正する法律 (H22-32)	H22. 3. 9	H22. 5. 12	H22. 5. 19	公布日から1年以内
14	エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う 事業の促進に関する法律(H22-38)	H22. 2. 12	H22. 5. 21	H22. 5. 28	公布日から6月以内
15	口蹄疫対策特別措置法(H22-44)	H22. 5. 26	H22. 5. 28	H22. 6. 4	H22. 6. 4

### 第 174 回通常国会で成立した主な法律

民主党が与党となってからはじめての通常国会である「第174回通常国会」は、平成22年1月18日に召集され、6月16日に閉会した。同国会では、117件の法律案が提出され、45件が成立した。同国会で成立した主な法律及びその概要は次のとおり。

### ◎雇用保険法の一部を改正する法律(平成22年法律第2号)

現下の厳しい雇用失業情勢の下、雇用保険制度の当面の安定的運営を確保することを目的として、当初の国庫の 負担に加え、求職者給付及び雇用継続給付に要する費用の一部に充てるため、三千五百億円を負担することとした もの。

### ◎所得税法等の一部を改正する法律 (平成22年法律第6号)

支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、年齢十六歳未満の扶養親族に対する扶養控除及び特定扶養親族のうち年齢十六歳以上十九歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止、たばこ税の税率の引き上げ、所得税の寄付金控除の適用下限額の引下げ並びに揮発油税等及び自動車重量税に係る十年間の暫定税率の廃止等の見直しを行うとともに、非課税口座内の小額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設、資本に関係する取引等に係る税制の整備、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止、外国子会社合算税制の見直し、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充並びに所得税、法人税及び相続税等の脱税犯に係る懲役刑の上限の引上げ等の罰則の見直しを行うほか、情報基盤強化税制の廃止及び小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の対象縮減等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて中小企業投資促進税制等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体としたもの。

### ◎租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律 (平成22年法律第8号)

租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的としたもの。

### ◎株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律 (平成22年法律第14号)

地球温暖化をはじめとした地球環境問題の解決に向け我が国として貢献するため、株式会社日本政策金融公庫が民間金融を補完することを旨としつつ、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融機能を担うことができるように措置を講じたもの。

### ◎雇用保険法等の一部を改正する法律(平成22年法律第15号)

現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化、雇用保険の財政基盤の強化等を図るために被保険者の要件の見直し等所要の措置を講じたもの。

### ◎公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律 第18号)

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、公立高等学校について授業料を徴収しないこととするとともに、公立高等学校以外の高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができるようにしたもの。

### ◎平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号)

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成二十二年度において、子どもを養育している者すべてに対し、子ども一人につき月額 一万三千円の子ども手当を支給することとしたもの。

### ◎小規模企業共済法の一部を改正する法律(平成22年法律第24号)

最近における個人たる事業者の実態を踏まえ、小規模企業共済制度の充実を図るため、小規模企業者の範囲を拡大する措置を講じたもの。

### ◎中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律(平成22年法律第25号)

中小企業の連鎖倒産を防止するためのセーフティネット機能の強化等を図るため、中小企業倒産防止共済制度の 共済金の貸付けを行う事由を拡大するとともに、共済金の貸付限度額の改正を迅速に行うために貸付限度額等を政 令事項に改める等の措置を講じたもの。

### 県内の中小企業動向 情報連絡員報告を中心とした

## フ月

## ■豆腐製造

としては、まだ変わらない。 るという声も聞かれるが、当組合 全国的には景況は好転しつつあ

## めん類製造

をテーマに研修会を予定。 だが、当組合でも「ご当地ラーメン」 る。ジャンルを考えると幅が広いの ■牛乳小売 ご当地麺が再び注目を集めてい

しい状況が続く。業界の動きとし 工業団地に11ヘクタールを取得。 て、雪印乳業が茨城県の阿見東部 景気回復の糸口見えないまま厳

## ■シャツ製造 【千葉県・東京都】

が物を生産していないがため。 くなっている。店頭の在庫は少ない 昨年の7月と比べるとかなり悪

## 県下全域

が続いている。 木材業界は相変わらず厳しい状況 個人消費の低迷等の影響により

体的には引き続きマイナス。 各社増減まちまちのようだが、総 7月の売上高は6月と比較して

### ■生コン製造 【県下全域】

ではないが、少しずつ先が見えて 具体的に動きだした。未だ本格的 きた感がある。 マンション、流通設備が少しずつ

等を行い、維持している。 の徹底、需要の減少もあり、経営 上厳しい面もあるが、合理化対策 新TIS改正に伴い、品質管理

### 電機鍍金業 【県下全域】

景況は依然として、一進一退。 (千葉)

さらなる回復に期待を寄せている。 7割程度の稼動に止まっており、 マンショック以前の水準対比で6~ 変化は見られないが、現状はリー 組合員企業各社の業況に特段の

### 機械部品製造 野田

り、深刻な状況に逆戻り。総体的 に回復傾向が、逆戻りの状況。 部を除き、操業度が急に下が

### ■機械部品製造 流山

調とは言えない状況。業界の動き なり、為替での影響がある。 については、一段と強い円高傾向に てきていると思われるが、決して好 厳しい状況のなか上向きになっ

## [県下全域]

ある横浜港南本牧コンテナ埠頭増 京浜3港のハブ化を目指す一つで

> 工事に期待をかけている。 設工事や東京都の最終処分場造成

### ■総合卸売 【千葉県・東京都

ルのウェイトが高い。売上は、対前 るが、量的には低価格の第3のビー 増加。飲料関係も出荷増加してい 防虫・殺虫剤の出荷が例年に比べ 年同期比で若干増加。 猛暑の影響から、洗剤、制汗剤

### 自動車解体業 [県内全域]

は円高の影響もあり低迷模様。 新車販売が順調により、素材価格 、センティブ、減税効果があり 入荷はまあまあ。スクラップイ

### ■ 小 売 柏

商品は売れていない。 費者の購買意欲は依然低く、高額 き、軽衣料品が売れているが、消 梅雨明けとともに、暑い日が続

## ■電気機器小売

業組合で盛大に実施した。 務省始め関係機関、千葉県電機商 年前キャンペーンを千葉駅前で総 保している模様。アナログ停波 影響で前年比2倍以上の売上を確 地デジ化、梅雨明け後の猛暑の

## ■青果小売

■小売 り行われ、売上をやや押し上げた。 雨が降らずイベント等も予定通 【大網白里町

明るさや強気な購買に転じるきつ 的に揺れ動き、マイナスモードに。 かけがつかみにくいばかりか全面 経済の両面でユーザーが好ましい

## 東金

たこともあるが、今月はとても良

前月の景況がかなり落込んでい

が減退している感がある。 戦に。来店客は居るのに購買行動 の低下による競合店とのセール合 上が増加した。食品関係は、価格 暑い日が続き7月に入り夏物売

### 夏休みに入り、子供連れの来店 野田

響か、今年は特に丑の日の鰻の売 ファミリーが増加した。猛暑の影 上が好調だった。

### ■農業機械販売整備 県下全域

切るに至っている。 の総売り上げの中で、ついに60%を P。小売値で前年比30%UPにも 減退となり、野菜は卸値で40%1 滞し、特に新品農機の需要は会員 かかわらず、農機の新規需要は停 マイナス影響が農家の生産意欲の みに集約され、87項目の仕分けの 民主党の農政が戸別補償制度の

### ■小売・サービス 柏

が続いている。生鮮産品は不調。 | 進一退。業種としては飲食苦戦 学生とのコラボ事業立ち上げるべ とも全くなくなった。麗澤大学の ボーナス月だから良いというこ

## ■中古車仕入・販売 【県下全域

直販、天候不順が直撃。政治

■一般廃棄物処理

### い結果に。前年同月比で若干好転。 ■土木建築サービス業 【県下全域】

動きとして、わずかではあるが新 しい事業の受注見込が予想される。 厳しい現状に変化なし。業界の

### ■ソフトウェア業 【県下全域】

るようになってきている模様。 合員はわずかに明るさを感じられ 依然、厳しい状況だが、一部の組

## 【県下全域】

80%前後とかろうじて利益が出る 増えたものの、入札価格については かというところ。 市町村と国からの受注は大幅に

## ■貨物運送

で様々な商品の動きが活発化。 7月に入り気温が上昇したお陰

### ■輸出入業 【県下全域】

しづつ回復している。 も上昇し、本年度に入り売上は少 売上は、前月比・前年同月比と

チーム名をつけて夏休み明けから く第1回の勉強会を実施。コラボ

本格的事業計画を決めていく予定。

### 平成22年国勢調査が 実施されます

0570 - 01 - 2010 「国勢調査コールセンター

ま

き出し、その結果を統計として提 地域レベルでの人口・世帯に関す る最新の実態を様々な角度から描 報を提供するものとして、 ために欠くことのできない統計情 になります。日本の未来を考える 人口減少社会となって最初の調査 平成22年国勢調査は、本格的 ~9月23日から調査員が全世帯 を訪問して調査票を配布しま ・国及び

供するものです。

等が国・地域の現状や課題につ 活用されるとともに、国民や企業 定・推進の基盤となる情報として る重要課題に対処する施策の策 能の維持、若年層の雇用の安定化 きるよう広く一般の利用に供され 適切に理解し分析することがで 経済活力の維持、地域の社会機 人口減少が進む中で直面す

ます。 市区町村に郵送で御提出ください。 た上で調査員に渡していただくか 7日までに、封筒に入れて封をし 調査についてのお問い合わせは、 記入いただいた調査票は、 10 月

> TEL 043.223.2221 8時から午後9時まで)。 詳細は千葉県統計課 PHS・一部のIP電話の場合 総務省・千葉県・市区町村 (9月11日から10月31日。 03-6738-6677 午前





※平成22年6月1日現在、 者の中から一定の実務経験を有す 称号を与えるものです。 る者に対し「中小企業組合士」の な知識に関する試験を行い、 合における職務の遂行等に必要 -央会が中小企業庁の後援を得 中小企業組合検定試験は、 毎年12月(第一日曜日 全国で 全国

【受験料】5000円 組合会計」の3科目 試験科目 一部科目免除者は3000円 組合制度 組合運営

なお、本会では、検定試験受験

## 中小企業組合検定試験

成講習会」を開催します。(9月22 対策を兼ねた「中小企業組合士養 TEO43 - 306 - 3282 日~全6日間。参加申込み受付中 お問合せは、本会経営支援部まで ◎検定試験及び講習会についての

### 活用企業認定制度 東京湾アクアライン効果

制度を昨年より実施しています。 アクアライン効果活用企業」認定 ることにより、本県の産業振興に メッセージを添えた認定証が交付 資することを目的として、 チャレンジを行う事業者を応援す 金引き下げを契機として新たな 認定を受けた企業には、知事の 千葉県では、アクアラインの 、「東京湾

きます。 事業者は、 業者については、県が情報発信 見込まれる事業を行おうとする事 新規性の高い事業又は特に効果が される他、認定を受けた者のうち、 業ローン」 「千葉県アクアライン効果活用 Rします。また、認定を受けた 株商工組合中央金庫 の申請をすることが

3219名が登録されております。

【試験日】平成22年12月5日

TEO43 - 306 - 3282 ◎本制度に関するお問合せは本会 経営支援部まで

未来をつくるための調査です。

### 3

1 is the Population Census Day. October

日本に住むすべての人・世帯を対象にした国勢調査。調査の結果は、私たち らしに役立てられる大切なデータとなります。 日のあなたの状況を調査票に記入し、ご提出ください。



Confidence 勢調査員が伺います。

9月下旬から、みなさんのお宅に調査票と 提出用封筒を配布します。お届けするのは、 総務大臣が任命し、守秘義務が課せられた S ecurity 情報の保護は万全です。

に記入していただいた内容は、統計の目的 以外に使用することはありません。調査順は、外部に もれないように厳重に管理し、集計が完了した後に は完全に溶かし、再生紙として生まれ変わります。



Convenience 調査票の提出方法が選べます。

記入していただいた調査票は、封をして国勢 調査員に渡していただくか、市区町村に郵送して いただくか、ご希望の方法で提出できます。



詳しくは

勢調査 平成22年国

キャンペーンサイト公開中!

http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/special/index.htm



総務省·都道府県·市区町村



平成22年10月1日